

相談支援従事者現任研修の受講について

相談支援専門員として従事するためには、**相談支援従事者初任者研修を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、相談支援従事者現任研修を修了する必要があります。**(相談支援従事者主任研修を修了した者は現任研修を修了した者とみなします)

年限までに現任研修を修了しなかった場合は、改めて相談支援従事者初任者研修を修了しなければ、相談支援専門員として従事できません。

初任者研修修了年度別の現任研修受講年限は次のとおりです。

初任者研修修了年度	現任研修1回目 (この間に1回以上修了)	現任研修2回目 (この間に1回以上修了)	現任研修3回目 (この間に1回以上修了)	現任研修4回目 (この間に1回以上修了)
平成18年度 ※1	平成19年度～平成23年度	平成24年度～平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度
平成19年度 ※1	平成20年度～平成24年度	平成25年度～平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度
平成20年度 ※1	平成21年度～平成25年度	平成26年度～平成30年度	令和元年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度
平成21年度 ※1	平成22年度～平成26年度	平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度
平成22年度 ※2	平成23年度～平成27年度	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度
平成23年度 ※2	平成24年度～平成28年度	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度
平成24年度 ※2	平成25年度～平成29年度	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度
平成25年度 ※2	平成26年度～平成30年度	令和元年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度
平成26年度 ※2	平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度
平成27年度 ※3	平成28年度～令和2年度	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度
平成28年度 ※3	平成29年度～令和3年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度
平成29年度 ※3	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度
平成30年度 ※3	令和元年度～令和5年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度
令和 元年度 ※3	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和21年度
令和 2年度 ※4	令和3年度～令和7年度	令和8年度～令和12年度	令和13年度～令和17年度	令和18年度～令和22年度
令和 3 年度	令和4年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度	令和14年度～令和18年度	令和19年度～令和23年度
令和 4 年度	令和5年度～令和9年度	令和10年度～令和14年度	令和15年度～令和19年度	令和20年度～令和24年度
令和 5 年度	令和6年度～令和10年度	令和11年度～令和15年度	令和16年度～令和20年度	令和21年度～令和25年度
令和 6 年度	令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和21年度	令和22年度～令和26年度

※1 平成18年度から平成21年度に初任者研修を修了した方で、かつその修了年度の翌年度から起算して5年度以内に1回目の現任研修を修了し、かつ初任者研修の修了年度の翌年度から起算して6年度から10年度以内に2回目の現任研修を修了し、かつ初任者研修の修了年度の翌年度から起算して11年度から15年度以内に3回目の現任研修を修了していなければ、相談支援専門員の資格は失効しています。改めて「相談支援従事者初任者研修」を受講していただく必要があり、今回の現任研修の受講はできません。

※2 平成22年度から平成26年度に初任者研修を修了した方で、かつその修了年度の翌年度から起算して5年度以内に1回目の現任研修を修了し、かつ初任者研修の修了年度の翌年度から起算して6年度から10年度以内に、2回目の現任研修を修了していなければ、相談支援専門員の資格は失効しています。改めて「相談支援従事者初任者研修」を受講していただく必要があり、今回の現任研修の受講はできません。

※3 平成27年度から令和元年度に相談支援従事者初任者研修を修了している方は、その修了年度の翌年度から起算して5年度以内に相談支援従事者現任研修(1回目)を修了していなければ、相談支援専門員の資格は失効しています。改めて「相談支援従事者初任者研修」を受講していただく必要があり、今回の現任研修の受講はできません。

※4 令和2年度に相談支援従事者初任者研修を修了している方は、今年度までに現任研修を修了しなければ相談支援専門員の資格は失効します。